

生命保険関係

1. 生命保険生命表

(日本全会社生命表(1979~80))

年 齢	死 亡 率		平均余命		年 齢	死 亡 率		平均余命	
	男	女	男	女		男	女	男	女
0	0.00128	0.00127	75.01	81.17	55	0.00705	0.00347	23.39	28.46
1	0.00106	0.00101	74.10	80.27	56	0.00770	0.00374	22.55	27.56
2	0.00085	0.00075	73.18	79.35	57	0.00840	0.00407	21.73	26.66
3	0.00067	0.00053	72.24	78.41	58	0.00917	0.00444	20.91	25.77
4	0.00054	0.00037	71.29	77.45	59	0.01006	0.00486	20.09	24.88
5	0.00046	0.00026	70.33	76.48	60	0.01106	0.00534	19.29	24.00
6	0.00041	0.00021	69.36	75.50	61	0.01219	0.00588	18.50	23.12
7	0.00038	0.00020	68.39	74.51	62	0.01342	0.00649	17.73	22.26
8	0.00035	0.00019	67.42	73.53	63	0.01477	0.00717	16.96	21.40
9	0.00029	0.00017	66.44	72.54	64	0.01632	0.00795	16.21	20.55
10	0.00025	0.00015	65.46	71.56	65	0.01804	0.00883	15.47	19.71
11	0.00024	0.00014	64.48	70.57	66	0.01996	0.00982	14.74	18.88
12	0.00026	0.00013	63.49	69.58	67	0.02210	0.01094	14.03	18.07
13	0.00031	0.00015	62.51	68.58	68	0.02449	0.01221	13.34	17.26
14	0.00042	0.00019	61.53	67.60	69	0.02715	0.01364	12.66	16.47
15	0.00058	0.00025	60.55	66.61	70	0.03012	0.01526	12.00	15.69
16	0.00076	0.00031	59.59	65.62	71	0.03342	0.01708	11.36	14.92
17	0.00095	0.00037	58.63	64.65	72	0.03710	0.01914	10.73	14.17
18	0.00109	0.00041	57.69	63.67	73	0.04119	0.02146	10.13	13.44
19	0.00117	0.00043	56.75	62.70	74	0.04574	0.02408	9.54	12.73
20	0.00119	0.00044	55.82	61.72	75	0.05080	0.02703	8.97	12.03
21	0.00115	0.00044	54.88	60.75	76	0.05643	0.03036	8.43	11.35
22	0.00109	0.00045	53.95	59.78	77	0.06267	0.03412	7.90	10.69
23	0.00103	0.00046	53.00	58.80	78	0.06960	0.03834	7.39	10.05
24	0.00098	0.00049	52.06	57.83	79	0.07727	0.04310	6.91	9.43
25	0.00095	0.00051	51.11	56.86	80	0.08578	0.04845	6.45	8.83
26	0.00092	0.00053	50.16	55.89	81	0.09519	0.05446	6.01	8.25
27	0.00090	0.00054	49.20	54.92	82	0.10559	0.06122	5.58	7.70
28	0.00088	0.00055	48.25	53.95	83	0.11706	0.06380	5.18	7.17
29	0.00087	0.00056	47.29	52.97	84	0.12972	0.07730	4.81	6.66
30	0.00087	0.00060	46.33	52.00	85	0.14364	0.08682	4.45	6.18
31	0.00089	0.00065	45.37	51.03	86	0.15893	0.09747	4.11	5.72
32	0.00094	0.00071	44.41	50.07	87	0.17569	0.10936	3.79	5.28
33	0.00100	0.00077	43.45	49.10	88	0.19402	0.12262	3.49	4.87
34	0.00108	0.00083	42.49	48.14	89	0.21403	0.13737	3.21	4.48
35	0.00116	0.00090	41.54	47.18	90	0.23579	0.15376	2.95	4.11
36	0.00126	0.00096	40.59	46.22	91	0.25939	0.17192	2.71	3.77
37	0.00136	0.00102	39.64	45.27	92	0.28491	0.19199	2.48	3.45
38	0.00147	0.00109	38.69	44.31	93	0.31238	0.21409	2.28	3.15
39	0.00160	0.00116	37.75	43.36	94	0.34182	0.23837	2.08	2.87
40	0.00173	0.00123	36.81	42.41	95	0.37323	0.26491	1.90	2.62
41	0.00188	0.00130	35.87	41.46	96	0.40656	0.29382	1.74	2.38
42	0.00207	0.00137	34.93	40.51	97	0.44171	0.32515	1.59	2.16
43	0.00229	0.00144	34.01	39.57	98	0.47852	0.35890	1.45	1.96
44	0.00257	0.00153	33.08	38.63	99	0.51679	0.39504	1.33	1.78
45	0.00288	0.00164	32.17	37.68	100	0.55623	0.43346	1.21	1.61
46	0.00323	0.00178	31.26	36.74	101	0.59651	0.47398	1.11	1.46
47	0.00358	0.00193	30.36	35.81	102	0.63721	0.51632	1.01	1.32
48	0.00392	0.00211	29.46	34.88	103	0.67784	0.56011	0.91	1.20
49	0.00425	0.00228	28.58	33.95	104	0.71788	0.60488	0.78	1.09
50	0.00459	0.00246	27.70	33.03	105	1.00000	0.65004	0.50	0.99
51	0.00496	0.00264	26.82	32.11	106		0.69492		0.90
52	0.00538	0.00282	25.95	31.19	107		0.73878		0.82
53	0.00587	0.00301	25.09	30.28	108		0.78083		0.72
54	0.00643	0.00323	24.24	29.37	109		1.00000		0.50

2. 生命保険料率及び契約者配当率の推移

(1) 保険料算出基礎の推移（養老保険）

期 間	予 定 死 亡 表	予 定 利 率	新 契 約 費 〔 保 険 金 額 千 円 に つ き 〕	維 持 費 (同 左)	集 金 費 〔 営 業 保 険 料 の 〕
昭和					
31.4～34.3	第9回表	4%	30円	7円	3%
34.4～39.3	第9回表	4	30	5	3
39.4～44.5	第10回表	4	30	{ 4 5	3
44.6～49.5	第1回全会社表	4	30	{ 4 5	3
49.5～51.2	第2回全会社表	4	30	4	3
51.3～56.3	"	保険期間25年 以下 5.5% 20年超 5.0%	25円と営業保険 料の1～2%	4	3
56.4～	第3回全会社表 (男女別)	保険期間10年 以下 6.0% 10年超20年以下 5.5% 20年超 5.0%	25円と営業保険 料の0.1～2%	3.35	3
60.4～	第4回全会社表 (男女別)	保険期間10年 以下 6.25% 10年超20年以下 6.00% 20年超 5.50%	25円と営業保険 料の0.1～2%	2.95	3

(備考)1 .この基礎率は養老保険に用いるものであって、他の種類については多少異なる。

2 .34.4以降の料率は統一していないので、会社によって多少異なるが上記はその標準的なものである。

(2) 契約者配当率の推移（養老保険）

決算年度	利差配当率 (責任準備金比例)	死差配当率 (危険保険金千円につき)	費差配当率 (保険金千円につき)
昭和23年度		対千 3円一率	
24.....	23年度契約 3円	22年度契約 4円	21年度契約 5円
25.....	2 %	3.0	-
40.....	4.3	有診 1.5 無診 0.9	-
41.....	4.3	有診 1.5 無診 0.9	-
42.....	4.0	有診 1.6 無診 0.9	0.35円
43.....	4.0	有診 1.6 無診 0.9	0.35
44.....	4.0	有診 0.9 無診 0.2	0.35
45.....	4.0	有診 1.59 無診 0.99	0.50
46.....	4.0	有診 1.59 無診 0.99	0.50
47.....	4.0	有診 1.59 無診 0.99	0.50
48.....	4.0	有診 1.60 無診 1.20	0.50
49.....	4.4	1.75	0.50
50.....	4.4	1.90	0.50
51.....	4.4	2.05	0.50
52.....	4.2	2.05	0.50
53.....	4.05	2.15	0.50
54.....	4.05	2.15	0.50
55.....	4.20	2.20	0.90
56.....	4.20	2.20	0.90
57.....	4.25	2.20	1.10
58.....	4.25	2.20	1.20
59.....	4.25	2.40	1.30

- (備考) 1. この配当率は養老保険に対するものであって、他の種類についてはこれを参考にして決めている。
2. 35年度以降の配当率は、会社の業績により個別化されてきているが上記はその標準的なものを示した。
3. 死差配当率は、34年度以降年齢別に計算したものの平均値で、44年度以降は35歳の死差配当率を示し、51年度以降は40歳男子の死差配当率を示した。

3. 災害と生命保険

(1) 災害時の生命保険の取扱

(1) 現在、生保会社の販売している契約で、災害により死亡したとき及び災害により高度障害状態となつたときの取扱は、一般に次のとおりである。

(イ) 死亡保険及び生死混合保険では、災害による死亡（高度障害）は普通死亡と同一に取扱われており、死亡（高度障害）保険金を支払うこととしている。ただし、保険によつては、災害倍額支払を組み込んでいるものがあり、この場合には、災害、伝染病によつて死亡（高度障害）したときは死亡（高度障害）保険金の倍額の災害死亡（災害高度障害）保険金を支払うこととしている。また、死亡保険をベースにして、傷害を受けたため所定の障害状態となつたときにその程度により所定の金額を支払う傷害給付、災害により入院したときにその入院日数に応じて所定の金額を支払う災害入院給付を組み込んでいるものも数種販売されている。

(ロ) 生存保険では、災害、伝染病による死亡（高度障害）のときは、それ以外の原因により死亡（高度障害）となつたときより高額の支払いを約束している例が多く、貯蓄保険は、災害、伝染病によつて死亡（高度障害）したときは満期保険金と同額、あるいは満期保険金の2～3倍の災害保険金を支払うが、それ以外の原因による死亡（高度障害）のときは既払込保険料程度の給付金を支払うとするものが一般的である。また、こども保険には、傷害給付及び災害入院給付を組み込んでいるものがある。

(2) 主契約保険料に加えて特約保険料を払い込んで災害関係特約を付加した場合には、種々の給付が行われる。なお、この特約は全社が実施しており、次のものがある。

(イ) 災害割増特約 所定の不慮の事故又は伝染病により被保険者が死亡（高度障害）したとき、主契約の保険金に加えて、この特約の災害保険金を支払うもの。

(ロ) 傷害特約 所定の不慮の事故又は伝染病により被保険者が死亡したときには災害保険金を支払い、所定の不慮の事故により所定の障害状態となつたときにはその障害の程度により所定の傷害給付金を支払うもの。なお、家族傷害特約として、主契約の被保険者のみでなく、その配偶者、子供（20歳未満）が障害状態になつたときも保障するものがある。

(ハ) 災害入院特約 所定の不慮の事故により被保険者が5日以上入院したとき、その入院日数に応じて所定の災害入院給付金を支払うもの。さらに家族の災害入院給付を目的とする家族災害入院特約がある。

(3) 保険料払込みの例外措置として、被保険者（こども保険の場合は契約者）が、所定の不慮の事故により所定の障害状態になつたとき（個人年金保険の場合は高度障害状態になつたときも該当）、将来の保険料払込みを免除し、契約は有効に存続させるととしている。

(4) なお上記の災害に関する保険金又は給付金を請求する場合には、不慮の事故であることを証する書類として、警察署長の証明書等を提出する必要がある。

(2) 主な災害事故における保険金支払状況一覧表（昭和48年以降）

（単位 人，件，千円）

事故発生日 年 月 日	災 害 名	死 者	負傷者 (行方不明)	保険金支払 件数(加入者)	支 払 保険金額
48. 11. 29	熊本，大洋デパート火災事故	103		42 (25)	67,089
49. 3. 3	トルコ航空機バリ郊外墜落事故	日本人 48		24 (19)	77,550
49. 4. 23	パン・アメリカン航空機バリ島墜落事故	" 29		23 (12)	202,063
49. 5. 9	伊豆半島沖地震災害	5		5 (5)	9,100
49. 8. 30	東京丸の内ビル街爆発事件	8	372	19 (6)	72,322
49. 9. 8	トランス・ワールド航空機ギリシャ沖墜落事故	日本人 13		9 (7)	101,573
49. 12. 19	三井砂川鉱業所ガス爆発事故	15	11	33 (15)	54,221
50. 1. 1	青木湖スキーバス転落事故	24	6	28 (12)	126,583
50. 8. 18, 21	台風 5, 6 号による災害	98		26 (22)	111,688
50. 6. 25~27	鹿児島県下集中豪雨	32		10 (6)	76,371
51. 9. 12~14	台風 17 号による災害	170		75 (43)	277,451
52. 5. 11	三井芦別鉱業所爆発事故	25		29 (20)	155,406
53. 1. 14	伊豆大島近海地震	25		19 (11)	54,681
53. 1. 17	岩国自衛隊機墜落事故	13		43 (13)	526,833
53. 1. 18	妙高高原町地滑り事故	13		9 (6)	39,414
53. 6. 12	宮城県沖地震	23	(1)	6 (5)	23,545
54. 3. 20	大清水トンネル火災事故	16		16 (8)	160,726
54. 5. 15	三菱夕張炭鉱ガス突出事故	16		29 (12)	218,401
54. 11. 28	南極ツアー・ニュージーランド航空機墜落事故	日本人 24		26 (11)	250,929
54. 11. 30	台風 20 号による保険金支払	41		34 (11)	248,844
55. 4. 28	野島崎沖船転覆事故	21	(4)	20 (12)	220,266
55. 8. 16	静岡駅前地下街ガス爆発事故	15		24 (11)	159,768
55. 11. 20	川治温泉「川治プリンスホテル」火災事故	45		32 (21)	29,457
56. 8. 22	台湾・遠東航空機墜落事故	18		34 (13)	766,634
56. 8. 23	台風 15 号の災害事故	24	(19)	15 (13)	143,622
57. 2. 8	赤坂「ホテルニュージャパン」火災事故	33 日本人 11		11 (6)	213,770
57. 2. 9	日航機羽田沖墜落事故	24		49 (20)	833,788
57. 2. 23	長崎県を中心とした西日本集中豪雨	24		322 (159)	1,975,269
58. 5. 26	日本海中部地震	79		62 (43)	538,746
58. 7. 23	島根県山口県地方集中豪雨	108		30 (21)	172,699
58. 12. 7	スペイン機衝突事故	34		35 (18)	253,613
59. 1. 18	三井石炭鉱業有明鉱火災事故	83		98 (62)	1,445,943
59. 9. 14	長野県西部地震	29	(20)	21 (15)	223,784
60. 1. 28	笹平ダムバス転落事故	25		29 (11)	214,218
60. 5. 17	南大夕張炭鉱爆発事故	62	24	86 (48)	1,468,726
60. 8. 12	日航機墜落事故	520	4	659 (296)	11,140,740

(資料) 生命保険協会調

4 . 生命保険募集人登録数異動状況

(単位 人)

年 度	新 規 登 録	業 務 廃 止	純 増 加	年度末登録数
昭和54.....	168,280	157,000	11,421	438,704
55.....	180,008	171,766	8,282	446,986
56.....	186,309	176,330	10,139	457,125
57.....	177,045	176,704	115	457,240
58.....	175,909	170,229	6,041	463,281
59.....	171,800	159,974	11,720	475,001

(備考) 1 . 生命保険募集人は保険募集の取締りに関する法律(昭和23年法律第171号)に基づき登録を受けなければならないこととなっている。

2 . 生命保険募集人とは、生命保険会社の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く)若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者(法人でない社団及び財団を含む)若しくはその者の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く)管理人若しくは使用人で、その保険会社のために生命保険契約の締結の媒介をなすものをいう。

5. 生命保険相談所・一般相談受付状況調

(単位 件)

事項	年度						
	昭和54年度	55	56	57	58	59	
1. 加入及び保険種類について	646	334	558	513	590	1,146	
2. 診査と告知について	167	109	107	93	92	101	
3. 解約について	185	175	231	207	220	264	
4. 保険料の払込及び保険金支払について	474	342	478	364	397	502	
5. 契約内容の変更について	169	117	127	139	123	232	
6. 団体扱またはグループ保険について	58	37	43	40	39	45	
7. 契約者配当金について	30	19	30	43	41	99	
8. 保険料の払込みについて	126	88	115	92	103	91	
9. 会社の社名, 所在地, 内容等について	236	151	183	160	164	232	
10. 外務員または代理店について	118	68	90	55	55	57	
11. 税金の特典について	170	143	139	145	94	303	
12. 契約者貸付金について	34	27	40	29	34	48	
13. 資料の送付・その他	564	876	881	657	589	1,109	
計	2,977	2,477	3,022	2,537	2,541	4,229	

(備考) 本表社, 生命保険協会内に設置されている生命保険相談所において取扱った保険相談を内容別にまとめたものである。

6. 税制上の優遇措置

(1) 生命保険料所得控除制度の推移（所得税）

大正13年	200円	所得より控除
昭和15年	12円	所得税額より控除
17	24円	〃
22	(廃止)	
26	(復活) 2千円	所得より控除
27	4千円	〃
28	8千円	〃
29	11千円	〃
30	13千円	〃
31	15千円	〃
33	15千円 + (30千円 - 15千円) × 1/2	〃
38	15千円 + (50千円 - 15千円) × 1/2	〃
40	20千円 + (50千円 - 20千円) × 1/2	〃
43	25千円 + (50千円 - 25千円) × 1/2	〃
49	25千円 + (50千円 - 25千円) × 1/2 + (100千円 - 50千円) × 1/4	〃
58	イ 生命保険料だけの場合	49年以降と同額
	ロ 個人年金保険料だけの場合	30千円 + (55千円 - 30千円) × 1/2 + (105千円 - 55千円) × 1/4
	ハ 生命保険料と個人年金保険料のある場合	個人年金保険料が5,000円以下の場合，上記イによる生命保険料に支払った個人生命保険料を加算した額を所得より控除 個人年金保険料が5,000円を超過する場合，支払った生命保険料と個人年金保険料との合計額について，上記ロにより計算した額を所得より控除

(2) 死亡保険金にかかる非課税制度の推移（相続税）

昭和12年まで	全額非課税	
13	5千円まで免税	
22	退職手当金，定期金権利価格等と合算して 3万円まで免税	
23	〃 5万円まで免税	
25	(廃止)	
26	受取人1人につき10万円まで免税	
昭和27年まで	受取人1人につき20万円まで免税	
28	〃 30万円	〃
29	〃 50万円	〃
40	〃 100万円	〃
42	法定相続人数 × 100万円	〃
46	〃 × 150万円	〃
50	〃 × 200万円	〃

7. 保険契約継続率改善状況

(単位 %)

払方別	回次	昭和	55	56	57	58	59	
		54年度						
月別	個	13回目	80.1	77.5	76.2	79.0	77.7	77.7
	団	13回目	91.5	92.5	92.2	92.9	92.8	93.1
半年	払	3回目	77.4	79.7	78.2	77.2	74.6	75.5
年	払	2回目	87.6	89.0	88.4	89.2	86.7	89.7
平均継続率			82.7	82.3	81.2	83.3	82.3	82.7
(参考) 貯蓄保険			91.0	90.8	89.9	89.8	89.9	90.6

(備考) 昭45.6.15蔵銀第1762号通達及び昭49.9.1蔵銀第2315号通達に基づく各生命会社報告の集計である。

(1) 対象契約は集団扱定期保険を除く個人保険である。ただし、貯蓄保険は参考としてみた。

(2) 当該年度末から遡って27ヵ月目(前々年の1月)から16ヵ月目(前々年の12月)までの12ヵ月間に締結された新契約について、払込方法別に新契約高を分母とし、払込回数に対応する保険料が入金した契約高を分子として百分比で求めたものである。57年度以降については年度ベースとなっている。

8. 生命保険募集人状況

(単位 人)

年度	区分	内勤	外務員			募集代理店	登録者合計
			雇用	委託	計		
昭和59年度.....		66,123	304,023	51,101	355,124	31,964	453,182
58.....		65,001	299,615	52,357	351,972	28,096	455,069
57.....		64,333	299,357	51,841	351,198	25,595	441,126
56.....		62,072	286,302	70,435	356,737	23,176	441,985

(備考) 昭和45.6.15付蔵銀第1761号通達に基づく生命保険会社報告による。